

単一特許 パッケージ

イノベーションと投資家にとっ
て、欧州をより魅力あるものに

単一特許は、

既存の中央集権的な欧州特許付与制度を補完し強化することにより、欧州の競争力を高めます。欧州単一特許は、統一特許裁判所とともに、欧州全域における特許保護と紛争解決のための費用対効果の高い選択肢を利用者に提供し、フロンティア技術の研究開発と投資を刺激します。これらは、EU単一技術市場の実現に向けた重要な一歩です。



EPOと、欧州における特許付与後の細分化された特許制度

欧州特許庁 (EPO) は、欧州の特許庁として、欧州全体の技術革新、競争力、経済成長を支援しています。EPOはEUの機関ではなく、欧州特許条約 (EPC) に基づいて設立された、独立した政府間機関です。

EPOは、EU加盟国だけでなく、多くの非加盟国も含む39のEPC締約国の欧州特許を一元的に審査及び付与します。このため発明者は、複数の特許庁で特許出願を並行して行う費用を節約することができますと同時に、付与される特許の質の高さも保証されます。



しかし、付与された欧州特許は単一の権利ではなく、複数の国内特許が束になっています。これは、発効する国ごとに個別に有効化し、維持しなければならないことを意味します。特許文書を他の言語に翻訳しなければならない場合があり、また、各国での有効化や更新の手数料を個別に支払わなければならない、各国の弁護士やサービス提供者に依頼する費用もかさむなど、このプロセスは煩雑で費用がかさむ可能性があります。

このプロセスは煩雑で費用がかさむ可能性があります。手数料を支払わなければならない、様々な国で費用がかさんでいきます。

単一特許：特許保護をより簡素に、より広く、より少ない費用で

単一特許は、このような欠点を解消するものであり、発明者は、単一特許制度に参加するEU加盟国の全領域において、統一された特許保護をより簡単且つ安価に受けることができます。

EPOの一元化された付与前手続は、一元的な付与後手続によって補完されます。欧州特許を複数の国で個別に有効化する代わりに、特許権者はEPOへの一度だけの申請で単一特許を取得することができます。EPOは、単一特許の一元管理と関連手数料の支払も行う、ワンストップショップの役割を果たします。これにより、煩雑な手続と費用が大幅に削減されます。細分化された付与後の制度では、更新料は、様々な国の特許庁に、様々な金額、様々な通貨で支払われます。さらに、特に期限の点で、法的要件も様々です。一方、単一特許の権利者は、更新手数料を1回だけ、1つだけの通貨、1つだけの期限と支払方法により、EPOに支払います。これにより、手続が大幅に簡素化されるだけでなく、特許権者は付

与後の管理をすべて自分で行うことができるため、大幅な費用削減の可能性が広がります。

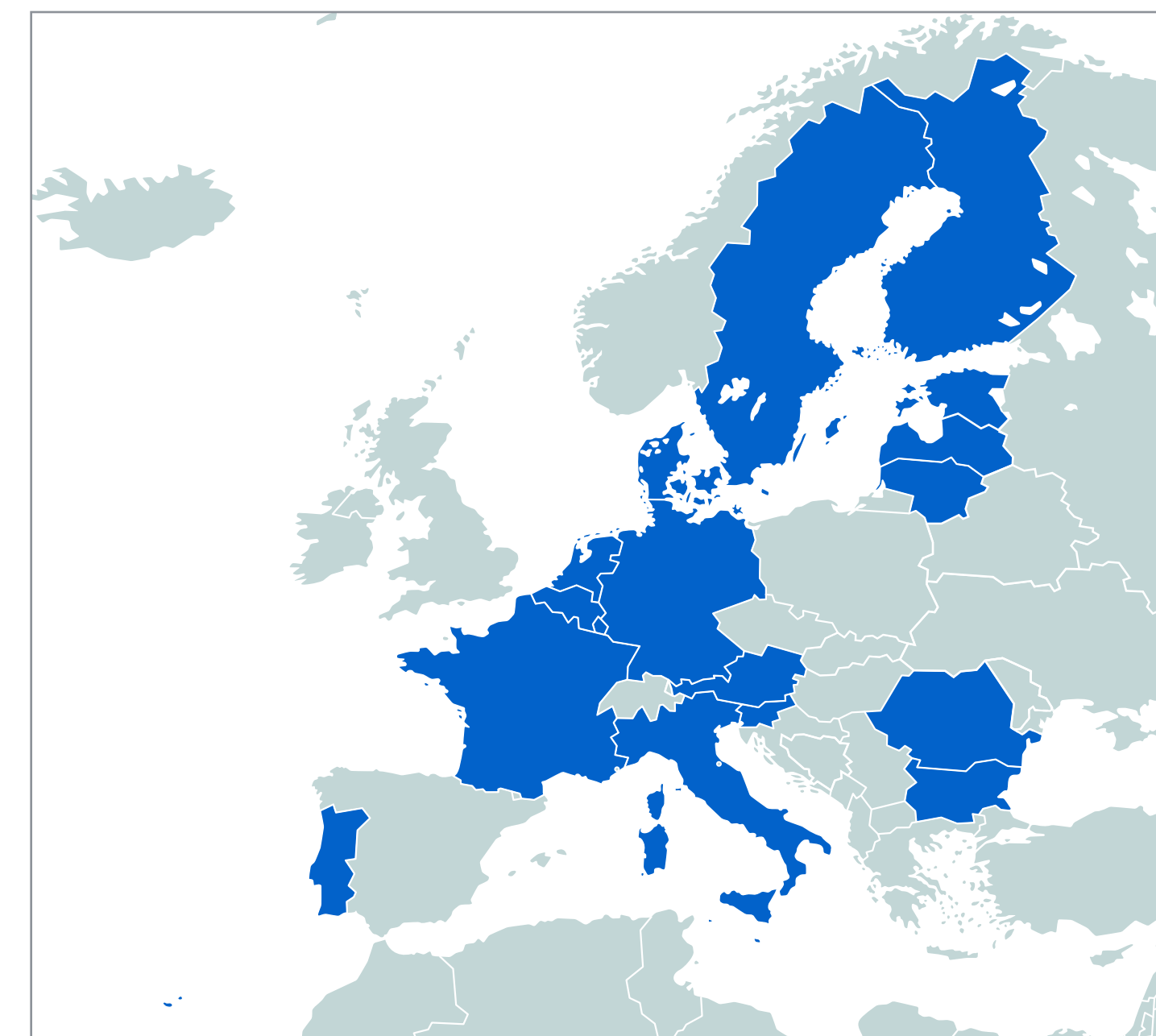
さらに、単一特許の申請は完全に無料です。つまり、これに関してEPOに出願、審査、登録の手数料を支払うことはありません。単一特許の更新料も、非常に魅力的でビジネスに優しい水準に設定されています。EPOによって付与された特許の平均存続期間である最初の10年間の維持にかかる総コストは、5,000ユーロ未満になります。

単一特許の更新料

-	-	11年目	€ 1 460
2年目	€ 35	12年目	€ 1 775
3年目	€ 105	13年目	€ 2 105
4年目	€ 145	14年目	€ 2 455
5年目	€ 315	15年目	€ 2 830
6年目	€ 475	16年目	€ 3 240
7年目	€ 630	17年目	€ 3 640
8年目	€ 815	18年目	€ 4 055
9年目	€ 990	19年目	€ 4 455
10年目	€ 1 175	20年目	€ 4 855

- 更新料支払遅延に対する追加料金 = 遅延更新料の50% (RFeesUPP第2条(1)2号)
- 権利の実施許諾の場合、更新料が15%減額されます (UPR規則12、RFeesUPP第3条)

従来の欧州特許制度に基づく欧州主要4か国の同等の保護と比較した単一特許の費用の詳細については、[EPOのウェブサイト](#)を参照してください。



単一特許は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンの18か国に適用されます。

単一特許はすべてのEU加盟国を対象とする可能性がありますが、現在は18か国でのみ保護が利用可能です。将来的には他の国も加わる可能性があります。単一特許の適用を受けるためには、EU加盟国は強化された協力に参加し（現在までに25カ国が参加）、統一特許裁判所に関する協定（UPCA）を批准する必要があります。

統一特許裁判所 (UPC) : 一元的な権利行使 と法的確実性の向上

新しい統一特許裁判 所を通じた一元的な 権利行使

司法執行も大幅に簡素化されつつあります。従来、特許訴訟は各国の裁判所が排他的管轄権を有していました。例えば、欧州特許に対する取消訴訟は、各国の裁判所に提起しなければなりませんでしたが、各裁判所の判断は、その国の領域に対してのみ有効でした。このため、時には様々な加盟国で並行して訴訟を行わなければならないこともあり、その結果生じる分断は、すべての当事者にとって費用がかかり、非常に複雑であるだけでなく、各国の判断が矛盾する危険性を伴っていました。

新しい統一特許裁判所 (UPC) は、欧州レベルでの特許訴訟のための統一された専門的且つ効率的な枠組みを導入しています。国際条約であるUPCAに基づいて設立された超国家的な裁判所であるUPCは、単一特許と従来の欧州特許の両方に関する侵害訴訟や取消訴訟を含む紛争を管轄します (ただし、欧州特許については2030年5月31日までの移行期間中、いくつかの例外が適用されます)。専門家であるUPCは、発明者、第三者、一般市民を問わず、特許を行使し異議を申し立てるための、効果的な新しいフォーラムです。特許権者は特許をより効率的に行使できるようになり、第三者や一般市民は、欧州特許と単一特許の取消を一元的な手続で求めることができます。これにより、同じ特許をめぐる異なる国で並行して争われることがなくなり、訴訟費用が大幅に削減されます。加えて、UPCは、各国の判断が衝突するリスクを排除し、判例を調和させることによって、法的確実性を高めます。

貿易と投資の促進

知的財産、特に特許の利用が平均を超える産業は、GDPや対外貿易への貢献が大きいことがすでに知られています。しかし、これらの産業の、EU諸国間の貿易や外国直接投資（FDI）の流れへの貢献はまだ限定的であり、これはEU単一技術市場の実現に向けた潜在的な可能性を示唆しています。以前の欧州特許制度の断片化がEU諸国間での特許発明の流通を制限していたことは、間違いありません。ほとんどの欧州特許は、その有効化と維持にかかる費用を節約するために、一部のEU加盟国でのみ有効化されていました。

単一特許によってもたらされる特許保護のハーモナイゼーションは、知的財産及び技術集約型産業における貿易とFDIの流れに好影響をもたらすことが期待されます。EPOがコロラド大学ボルダー校及びロンドン・スクール・オブ・エコノミクスと共同で実施した調査によると、EU諸国が既存の最良の特許保護基準に関して連携すれば、EU域内のこれらの産業への年間貿易流入額が2%（146億ユーロ）増加し、年間FDI流入額は15%（18億ユーロ）増加すると見込まれます。

ある調査によると、EU諸国が既存の最良の特許保護基準に関して連携すれば、年間貿易流入額が2%増加し、年間FDI流入額は15%増加すると見込まれます。

さらに、単一特許が提供する広範な領域での保護は、欧州諸国間の国境を越えた技術移転と協力を促進します。単一特許と特許実施許諾契約（権利許諾を含む）の移転に関する法的地位の情報を含む中央登録簿は、参加加盟国における効率的な技術移転市場の確立に役立ちます。また、技術市場はより包括的なものとなり、これまで欧州特許がほとんど有効化されていなかった国に所在する当事者との技術移転や共同研究が促進されます。最後に、技術移転は、特許実施許諾契約を付与する特許権者が利用できる更新料の削減からも恩恵を受けることでしょう。



特に中小企業、新興企業、大学にとっての多くのメリット

中小企業や新興企業は、規模を拡大して新市場に参入するかどうかを、またそのタイミングを、判断しやすくなります。

新しい単一特許制度は、出願人、特に欧州経済の将来を大きく左右する中小企業、新興企業、大学など、経営資源が限られている企業にとって、多くの利益をもたらします。

知的財産権は、こうした小規模事業者が新技術を市場に投入する際に重要な役割を果たします。知的財産権は、小規模事業者の創造性、発明性、投資による利益を享受することを可能にし、さらなる投資と技術革新のインセンティブを生み出します。

過去に特許を使用した多くの小規模事業者は、国内の権利に依存する傾向がありました。その結果、欧州における発明の効果的な保護を全く受けられないか、ごく少数の国でしか保護されないことが頻繁に生じました。単一特許制度は、このような小規模事業者が自己の発明をもってEU市場に参入する際に直面する官僚的・財政的なハードルを取り払い、ライバル企業との競争力を高めることを可能にします。単一特許を登録した中小企業や新興企業は、製品の成功や他のEU市場における新たなビジネスチャンスに応じて、いつ、どのように規模を拡大し、新たな市場に参入するかを決定することができるようになります。単一特許は、研究機関の有望な発明を早い段階で幅広く保護し、技術の成熟に伴う国境を越えた提携や技術移転を促進します。

従来の欧州特許が提供する分断された制度は、その複雑さと複数の法域での並行訴訟の必要性から、小規模事業者が原告であれ被告であれ、特許訴訟に効果的に対処することを実質的に不可能にしています。UPCでの訴訟費用が削減されたことで、司法へのアクセスや特許保護の行使は、もはや経済力に左右されなくなりました。

さらに、資力が限られている場合には、補償金と、手数料減額制度が設けられています。自然人、中小企業、非営利団体、大学、公的研究機関は、英語、フランス語、ドイツ語以外のEU公用語で出願した場合、翻訳費用として500ユーロの一括補償を受けることができます。

さらに重要なことは、当事者による適切な費用の負担と裁判への公正なアクセスの原則との間で適切なバランスを保つために、UPCの手数料が固定されていることです。例えば、裁判所手数料に関する規則には、中小企業には60%もの軽減率が適用されることを保証する措置が含まれています。さらに、中小企業が、支払うべき裁判費用の額が自社の経済的存続を脅かすという合理的な証拠を提示した場合は、UPCはその費用の一部又は全額を払い戻すことができます。訴訟リスクをさらに抑えるため、敗訴側の経済的存続を脅かす可能性がある場合には、UPCは勝訴側の回収可能費用に上限を設けることもできます。

新しい制度はいつ から始まったのです か？

新しい単一特許制度は**2023年6月1日**に施行され、統一特許裁判所の運用が開始されました。



発行及び編集：欧州特許庁

欧州特許庁

© EPO 2024年9月

epo.org/unitary

コンテンツ責任者

Directorate Patent Developments & IP Lab (D 5.2.1)
and Unitary Patent Division (D 5.3.2.2)

所在地：

Bob-van-Benthem-Platz 1 | 80469 Munich | Germany

電話：

+49 89 2399-0

電子メール：

support@epo.org